

第497回川越市農業委員会総会議事録 (公開用)

川 越 市 農 業 委 員 会

第 5 0 0 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和7年7月25日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時15分
- 4 閉会時刻 午前 9時50分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	出		13	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則
農地利用最適化推進委員	程島 延幸		
農地利用最適化推進委員	村山 芳則		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	主 査	岩崎 達矢
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	宮本 晃宏		
副 主 幹	長谷川 修		
副 主 幹	鈴木 信幸		

1 0 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和7年7月25日 第500回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

1 1 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 高橋 正利

委員 皆川 善平

委員 小嶋 光一

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書6月分について報告する。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計2件、4筆、1,116㎡である。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計9件、23筆、7,092.75㎡である。農地改良届については、合計6件、8筆、5,226.40㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計1件、2筆、194㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計1件、3筆、2,615㎡である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計2件、8筆、7,358.79㎡である。農地法第18条第6項の規定による通知については、合計3件、6筆、2,282㎡である。相続税の納税猶予に関する3年ごとの農業継続証明書については、合計5件、44筆、45,717.91㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計7件、54筆、25,816.21㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19

条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進

計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 5 件、筆数 12 筆、面積 7,950.82 m²についての意見照会があった。

整理番号 1 番は、年齢 75 歳、農業従事日数 200 日、世帯内の農業従事者は 4 人、経営面積は申出地周辺を含む約 119 アールである。

整理番号 2 番は、年齢 57 歳、農業従事日数 200 日、世帯内の農業従事者は 2 人、経営面積は申出地周辺を含む約 374 アールである。

整理番号 3 番は、年齢 67 歳、農業従事日数 300 日、世帯内の農業従事者は 2 人、経営面積は申出地周辺を含む約 116 アールである。

整理番号 4 番は、代表取締役の農業従事日数 300 日、農業従事者は 4 人、経営面積は申出地周辺を含む約 1,356 アールである。

整理番号 5 番は、代表取締役の農業従事日数 150 日、農業従事者は 3 人、経営面積は申出地周辺を含む約 20 アールである。

以上のことから、整理番号 1 番から 5 番の農地中間管理機

構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画案は問題ないと考えられる。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数7件、筆数17筆、面積12,511㎡についての申請があった。

整理番号1番については、耕作の便宜上のための所有権移転で、1筆、117㎡の申請である。譲受人は、現在85歳で、農業従事日数は年間150日以上、約44アールの農地を耕作する農家である。自宅の目の前の申請地を譲り受け、耕作の効率化をはかりたいとの理由により申請されたもので

ある。通作距離は約 5 m である。

整理番号 2 番については、経営拡張のための所有権移転で、7 筆、4, 930 m²の申請である。譲受人は、現在 58 歳で、農業従事日数は世帯合計で年間 300 日以上、約 232 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 km である。

整理番号 3 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、998 m²の申請である。譲受人は、現在 67 歳で、農業従事日数は世帯合計で年間 300 日以上、約 246 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 500 m である。

整理番号 4 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、499 m²の申請である。譲受人は、現在 77 歳で、農業従事日数は年間 300 日以上、約 260 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 500 m である。

整理番号 5 番から 7 番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。経営拡張のための所有権移転で、整理番号 5 番は、3 筆、3, 503 m²、整理番号 6 番は、3 筆、1, 969 m²、整理番号 7 番は、1 筆、495 m²、合計 5, 967 m²の申請である。譲受人は現在 60 歳、農業従事日数は

年間 1 5 0 日以上で、約 1 5 0 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は、いずれも約 3 . 5 k m である。

以上のことより、整理番号 1 番から 7 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「はじめに整理番号 2 番について、調査報告する。

7 月 1 9 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在 5 8 歳で、農業従事日数は、年間 3 0 0 日以上、約 2 3 2 アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においては水稻を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。続けて、整理番号 5 番から 7 番について、調査報告する。7 月 1 9 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在 6 0 歳で、農業従事日

数は、年間１５０日以上、約１５０アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻や野菜で、申請地においては野菜を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ない考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号２番について、意見を申し上げる。７月１９日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ない考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。続けて、整理番号５番から７番について、意見を申し上げる。７月１９日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ない考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号１番から７番については、許可できない場合が規定された農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 2 号について
原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書

に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 1 件、筆数 1 筆、面積 4 9 5 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、住宅新築のため、1 筆、4 9 5 m²の申請である。申請人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことや、所有する農機具を収納する場所がなく不自由していたことから、住宅の建築を計画した。そこで、耕作地に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号 1 番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」と

の説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 3 号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書

に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 4 号議案は、件数 8 件、筆数 10 筆、面積 2,046.19 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、住宅敷地拡張のための所有権移転で、2 筆、27.07 m²の申請である。譲受人は平成 7 年から現在の住宅で暮らしている。脊髄の病気により、2 階に上がることが難しくなったが、今後も可能な限り、家事を担いたいと考え、1 階に洗濯物を干す場所を計画した。そこで、申請地を贈与にて取得し、住宅敷地を拡張したいとの申請である。（合計敷地面積 338.84 m²）農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の 2 分の 1 を超えないた

め、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、212㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で1筆、212㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための使用貸借権設定で1筆、476㎡の申請である。譲受人は妻と父の3人で現在の住宅に平成9年から暮らしている。父の介護が必要に

なったが、現在の住まいは、バリアフリーでないことから、対応に苦慮していた。建て替えを検討したが、仮住まいでは父の介護に支障をきたすことから、新たな住宅の建築を計画した。そこで、現在の住宅の前の申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、289㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、354㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水につ

いては、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 7 番については、住宅新築のための使用貸借権設定で 1 筆、209 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 8 番については、住宅新築のための所有権移転で、2 筆、267.12 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。夫の転勤により現在の住まいから引っ越すことになったため、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号 1 番から 8 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見とし

て県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から8番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第500回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和7年8月26日

議 長 渋谷 武

委 員 高橋 正利

委 員 皆川 善平

委 員 小嶋 光一
